

○法医理化学等鑑定取扱要領の制定について（平成7年9月19日例規第68号）

[沿革] 平成12年11月例規第52号、14年3月第19号、18年8月第20号、19年3月第12号、20年8月第40号、22年10月第21号、23年2月第8号、27年12月第27号、31年4月第23号改正

別記のとおり制定し、平成7年10月1日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

なお、鑑定資料の送付について（昭和48年11月例規第53号）は、廃止する。

別記

法医理化学等鑑定取扱要領

1 目的

この要領は、法医、物理、化学及び文書（以下「法医理化学等」という。）に関する鑑定業務の迅速かつ適正な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 鑑定の嘱託

- (1) 警察本部の犯罪捜査を担当する所属の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、犯罪現場その他の場所において採取した資料のうち、法医理化学等に関する鑑定が必要であると認めるもの（以下「鑑定資料」という。）があるときは、刑事部科学捜査研究所長（以下「所長」という。）に事前に連絡した上で、鑑定嘱託書（別記様式第1）を作成し、当該鑑定資料とともに速やかに送付し、鑑定の嘱託（以下「鑑定嘱託」という。）をするものとする。この場合において、鑑定嘱託書の作成に当たっては、鑑定嘱託管理簿（別記様式第2）の登載番号を文書番号とし、奈良県警察行政文書管理規程（平成14年3月奈良県警察本部訓令第7号）第25条に規定する所属記号及び「嘱」の文字を併記するものとする。
- (2) 警察署長等は、(1)の規定により鑑定嘱託をするときは、鑑定嘱託管理簿に暦年ごとに番号を付して必要事項を記載し、その経過を明らかにしておかなければならない。また、鑑定資料の送付にあつては、鑑定資料送付簿（別記様式第3）により、送付等の状況を明らかにしておくものとする。

3 鑑定嘱託の受理

- (1) 所長は、鑑定嘱託を受けたときは、鑑定嘱託書に記載されている鑑定資料の名称、数量等と当該鑑定資料との整合を確認した上で、鑑定資料収発件名簿（別記様式第4）に暦年ごとに番号を付し、登載するとともに、鑑定資料受処理簿（別記様式第5）に必要事項を記載し、当該鑑定資料に応じた鑑定担当者を指名するものとする。
- (2) 所長は、鑑定嘱託を受けたもののうち、その一部又は全部を警察庁科学警察研究

所その他の機関に鑑定嘱託を行う必要があると認めるものについては、新たに鑑定嘱託書を作成し、鑑定嘱託をするものとする。この場合において、当該鑑定嘱託書の作成に当たっては、鑑定資料収発件名簿に赤字で登載した上で、鑑定資料収発件名簿の番号を文書番号とし、当該文書番号に「奈研」の文字を併記するものとする。

4 鑑定結果の回答等

- (1) 所長は、鑑定嘱託を受けたときは、速やかに鑑定を行い、当該鑑定の結果（以下「鑑定結果」という。）を当該鑑定嘱託をした警察署長等に回答しなければならない。
- (2) 鑑定結果は、原則として、鑑定書（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第192条第1項に定めるものをいう。）により回答するものとする。ただし、次に掲げる場合は、鑑定結果通知書別記様式第6）により回答することができるものとする。

ア 鑑定の経過及び結果が簡単である場合

イ 鑑定結果による犯罪の証明ができない場合

- (3) (2)の鑑定書及び鑑定結果通知書（以下「鑑定書等」という。）の作成に当たっては、鑑定嘱託を受けた時に登載した鑑定資料収発件名簿の番号を文書番号とし、当該文書番号に「研収」の文字を併記するものとする。この場合において、1件の鑑定につき複数の書類を作成する場合には枝番号を付すものとする。
- (4) 所長は、警察署長等に鑑定結果を回答するときは、その経過を鑑定資料受処理簿の所定の欄に記載しておくものとする。
- (5) 警察署長等は、所長から鑑定結果の回答を受けたときは、鑑定嘱託管理簿の所定の欄に記載し、その結果を明らかにしておくものとする。

5 鑑定資料の取扱い

(1) 資料保管責任者

ア 所長は、主任研究員を資料保管責任者に指名するものとする。

イ 資料保管責任者は、鑑定担当者に対し、鑑定資料をその種別に応じて、あらかじめ指定した保管庫、倉庫、冷蔵庫、冷凍庫又は超低温槽に収納させて保管するとともに、これにより難い鑑定資料については、当該鑑定資料に応じた保管方法を講じ、鑑定資料の変質、汚損等の防止に努めなければならない。

(2) 鑑定中の鑑定資料の貸出し

ア 鑑定中の鑑定資料の貸出しは、原則として行わない。ただし、捜査の必要上その他やむを得ない事由により、鑑定嘱託をした警察署長等から鑑定資料の貸出しの依頼があったときは、所長は、鑑定資料を貸し出すことができるものとする。

イ アのただし書の規定により鑑定資料を貸し出すときは、鑑定担当者は、資料保管責任者の指揮を受けて鑑定資料貸出簿（別記様式第7）に必要事項を記載し、その経過を明らかにしておくものとする。貸し出した鑑定資料の返却を受けたときも同様とする。

(3) 鑑定資料の返却等

ア 所長は、鑑定が終了した場合において、鑑定資料に残余が生じているときは、原則として、当該鑑定資料を鑑定書等とともに、速やかに警察署長等に返却するものとする。

イ アに規定する鑑定資料のうち、DNA型鑑定資料の残余又は鑑定後に生じた試料（鑑定に使用するためDNA型鑑定資料から採取等して分離した物をいう。以下「試料」という。）の残余については、変質防止に適した収納を施し、鑑定担当者が資料名の表示、署名押印及び封印を行った上で返却するものとする。この場合において、試料の残余の返却に当たっては、鑑定書等において、試料の採取部位とその残余の関係を明らかにし、鑑定後に返却した旨記載するなど、それぞれの関係性が担保されるよう配慮するものとする。

ウ 所長は、ア又はイの規定にかかわらず、血液等感染性のある鑑定資料については、鑑定嘱託をした警察署長等が廃棄しても支障が無いと認め、当該警察署長等から廃棄依頼書（別記様式第8）により依頼を受けたときは、科学捜査研究所において廃棄することができる。

エ 所長は、捜査の必要上その他やむを得ない事由により、鑑定嘱託をした警察署長等から鑑定中に鑑定資料の返却依頼があったときは、当該鑑定に支障を来さない場合に限り、当該鑑定資料を返却するものとする。

オ 所長は、捜査の進展その他鑑定結果を必要としない事由が生じたことにより、鑑定嘱託をした警察署長等から鑑定中止の申出があったときは、当該鑑定資料を返却するものとする。

カ ア、イ、エ又はオの規定により鑑定資料を返却したときは、鑑定担当者は、資料保管責任者の指揮を受けて鑑定資料受処理簿の所定の欄に記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

キ 警察署長等は、所長から鑑定資料の返却を受けたときは、鑑定嘱託管理簿の所定の欄に記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

6 他機関への鑑定嘱託

警察署長等は、法医理化学等に関する鑑定について、警察庁科学警察研究所その他の機関に鑑定嘱託を行う必要があると認めるときは、鑑定嘱託先、鑑定嘱託事項等に

ついて、あらかじめ所長と協議しなければならない。

(別記様式省略)